

新潟市中之口農業体験公園管理 事業計画書

平成 26 年 4 月 1 日

施設名	新潟市中之口農業体験公園		
団体名	特定非営利活動法人はぎなみき中之口		
団体所在地	新潟市西蒲区東小吉 7 7 5 番地 1		
代表者名	山澤 啓一郎	設立年月日	H23 年 9 月 20 日
電話番号	025-375-2505		
F A X 番号	025-375-2585		
E メール	nknkcnoutaikouen@sage.ocn.ne.jp		

新潟市中之口農業体験公園運営上の基本方針

中之口農業体験公園の運営にあたって下記の基本方針に基づいて実施する。

ふるさと「なかのくち」が、将来にわたり暮らしやすく活力に満ちた魅力ある地域であるため、中之口のもつ美しい農村風景や伝統文化などの地域資源を最大限に活かした各種事業を展開し、都市との交流や農村を中心とする産業を支援する。

ここに暮らす人々と力を合わせ、誇りの持てるいきいきとした地域づくりと「農業体験」に特化した施設として、分かりやすい農業体験及び情報を発信する仕組みや季節感のある地域の魅力を生かしたイベント企画、農産物の PR など、いつでも賑わいの場を創出し、誘客につなげる。これらにより他施設にない特長をもった中之口農業体験公園を運営する。

- ① 施設管理については、利用者が平等かつ公平に利用ができるように配慮し、工夫に心がける。
- ② 施設の管理運営に当っては、施設の効用を最大限に発揮できるように努めるとともに、管理経費の節減が図られるように最大限努力する。
- ③ 施設の管理者として、常に安全管理・衛生管理に配慮するとともに、緊急時における連絡体制づくりを徹底する。
- ④ 施設利用者の利便性向上のために、職員研修等（接客・消防訓練）を実施し、サービス体制の充実を図る。

### 中之口農業体験公園の経営方針

- ①施設を有効に活用した農業体験や講習会を開催し積極的な稼働に努める。
- ②地域の交流拠点として、特産物の販売や宣伝に努める。
- ③利用者の便益を図る物産の販売を行う。
- ④新潟市西蒲区ならではの食材を利用した情報を提供する。
- ⑤地域の活性化を図る観点から、地域の農業・商業・各種団体との連携に努める。

### 農業体験推進事業の実施方針・概要

#### 【実施方針と実施概要】

農業体験の施設や機能を十分活用し、多種多様なイベント及び講習会を開催し、農業体験の場を提供します。

地域の魅力及び農産物の栽培方法や日常管理の情報提供に努めます。

来館者にアンケートを実施し、常に利用者の声を聞き、適切な施設管理・運営に反映させます。

#### 【農業体験推進事業の具体的な提案】

地域の持つオリジナル性（水田・畑地・果樹畑・伝統など）を生かした事業を展開し、地元の伝統芸能や文化の伝承・保存をはかりながら来場者に体験を提供します。

1. 体験農園事業「普通畑」（スイートコーン・枝豆の播種・植付け、管理、収穫体験など）
2. 体験農園事業「普通畑・水田」（稲の田植え・稲刈り・はざかけ、スイカの植付け・管理・収穫、切花（ユリ・ヒマワリ）体験など）
3. 体験農園事業「普通畑・水田」（稲の田植え・稲刈り・はざかけ、サツマイモ・落花生の植付け・管理・収穫体験など）
4. 体験農園事業「普通畑」（白菜・大根・春菊・長ネギの植付け・管理・収穫体験  
【鍋野菜】 など）
5. 体験農園事業「普通畑」（レタス・キャベツ・ブロッコリー人参の植え付け・管  
【サラダ野菜】 理・収穫体験など）
6. 体験農園事業「普通畑」（たまねぎ・イチゴ・春ブロッコリーの植付け、管理、  
収穫体験など）
7. 伝統の文化を活用したPRイベント（まゆだま飾りほか）
8. 地域の魅力を活用したPRイベント（地場産農産物等の情報発信、直売所など）
9. 施設のPRを図るためのPRイベント（収穫祭など）

平成26年度事業計画

体験しやすい農業情報を発信し、地域の魅力を生かしたイベントの実施、企画、特産品のPRなどオリジナル性を持って、その都度、賑わいの場を創出し来場者の増加につなげる。

事業計画

【農業体験事業】

4月	体験農園（スイートコーン・枝豆栽培）苗植付け・管理・収穫など4回体験	募集組数20組（40人）	40人×4回＝160人（延べ人数）
5月	体験農園（米作り・スイカ・切花栽培）稲の田植え・稲刈り・はざかけ、スイカの植付け・管理・収穫、切花など4回体験	募集組数20組（40人）	40人×4回＝160人（延べ人数）
5月	体験農園（米作り・サツマイモ・落花生栽培）稲の田植え・稲刈り・はざかけ、サツマイモ・落花生の植付け・管理・収穫体験など4回体験	募集組数20組（40人）	40人×4回＝160人（延べ人数）
8月	体験農園（白菜・大根・春菊・長ネギ栽培）植付け・管理・収穫など3回体験	募集組数20組（40人）	40人×3回＝120人（延べ人数）
9月	体験農園（レタス・キャベツ・ブロッコリー・人参栽培）植付け・管理・収穫など3回体験	募集組数20組（40人）	40人×3回＝120人（延べ人数）
10月	体験農園（タマネギ・イチゴ・春ブロッコリー栽培）植付けなど (26年度：1回、27年度：2回・3回)	募集組数20組（40人）	40人×1回＝40人（延べ人数）
		募集組数計	120組
		延べ人数計	760人

【施設PR業務】

5月	週末農業体験（トマト・なすの植付け、管理、収穫、ぶどう・キウイフルーツの収穫）	募集人数20人×8回＝160人（延べ人数）
8月	かかし祭	250人
10月	ウォーキング教室	30人
10月	ふるさと健康ウォーク（協力）	140人
10月	収穫祭	100人
12月	香りのリース作り	10人



減に努める。

## ②管理費

管理費については、光熱水費の電気・ガス・上下水道費などの経費節減に努める。

また、公園管理経費についても農業体験公園の特殊性を考慮しつつ管理経費についても節減を図る。

## 個人情報の保護関係

### 1. 個人情報の保護方針

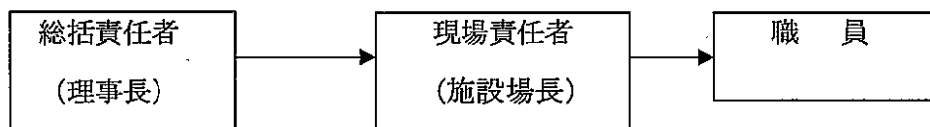
新潟市個人情報保護条例を準用し適正に対応する。

施設職員に対する個人情報保護教育を行い、中之口農業体験公園の管理に関する協定書はもとより、各種の法令を遵守するとともに守秘義務を徹底する。

職員に個人情報の基本を教育し、関係書類などの漏えい防止に務める。

### 2. 個人情報の管理

#### (1)管理体制



#### (2)個人情報の範囲

利用者申込書等施設管理に当たり、利用者が記入した全ての書類及び電話受付・来場等で得た全ての情報。

#### (3)利用の制限

前(2)により知り得た個人情報は、中之口農業体験公園の利用、施設管理以外は利用しない。

### 3. 個人情報の取扱い

(1)施設管理に当たり保有した個人情報は、漏えい・改ざん・滅失及び、棄損の防止の徹底を図る。

(2)施設の管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

### 4. その他

指定管理者として、施設の管理にかかる情報を適正に管理する。

## 環境保護関係

- ・ごみは、新潟市の10種13分別に区分し、リサイクルできる資源ごみ・燃やすごみ・燃やさないごみの分別を徹底する。
- ・ごみを出さない事業運営やイベントの開催に努める。
- ・リサイクル製品の利活用に努める。

## 人材育成関係

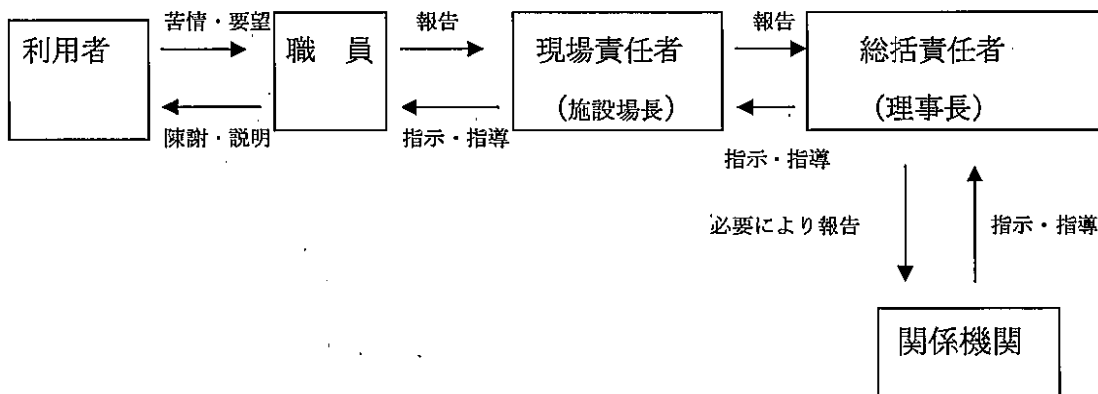
- ・施設利用者のサービス向上・職員の資質向上を図るとともにサービス体制の充実、施設の安全・衛生管理を図れるように下記のとおり研修を実施する。
- ① 毎週の朝礼で職員全員による接遇・挨拶の励行。
  - ② 類似施設の管理運営視察研修を実施する。
  - ③ 年2回の消防避難訓練を実施するとともに、事故・災害時には対応マニュアルに基づき行動し、来場者や職員の人命の安全・二次災害の防止に努める。

## 要望・苦情対応

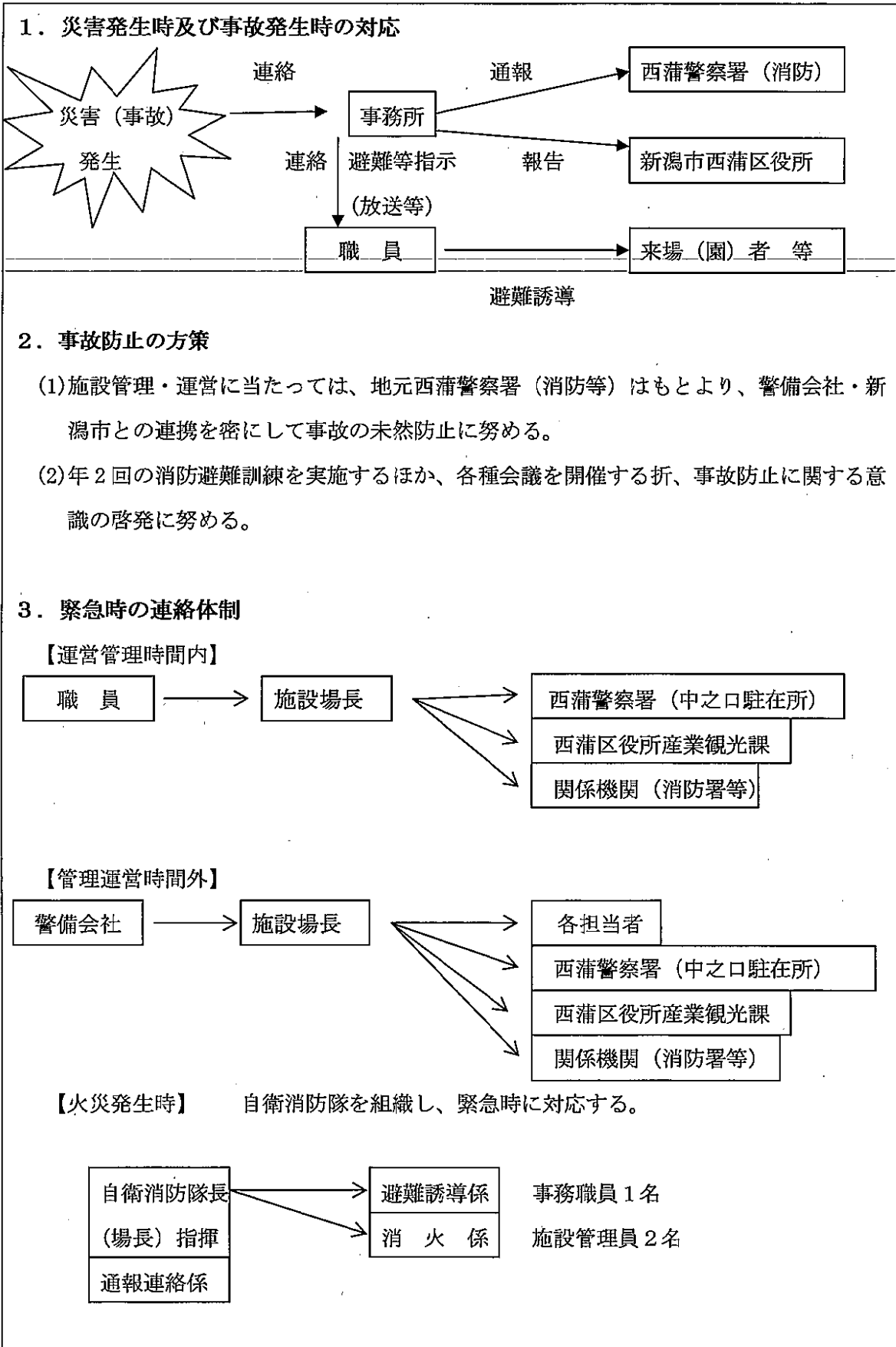
### 1. 対処方法の基本

- (1)利用者とのトラブルを未然に防止するため、職員研修等による接客マナーの向上を図る。
- (2)トラブルの発生原因となる施設設備の不備・損傷の点検・整備により、未然防止を図る。

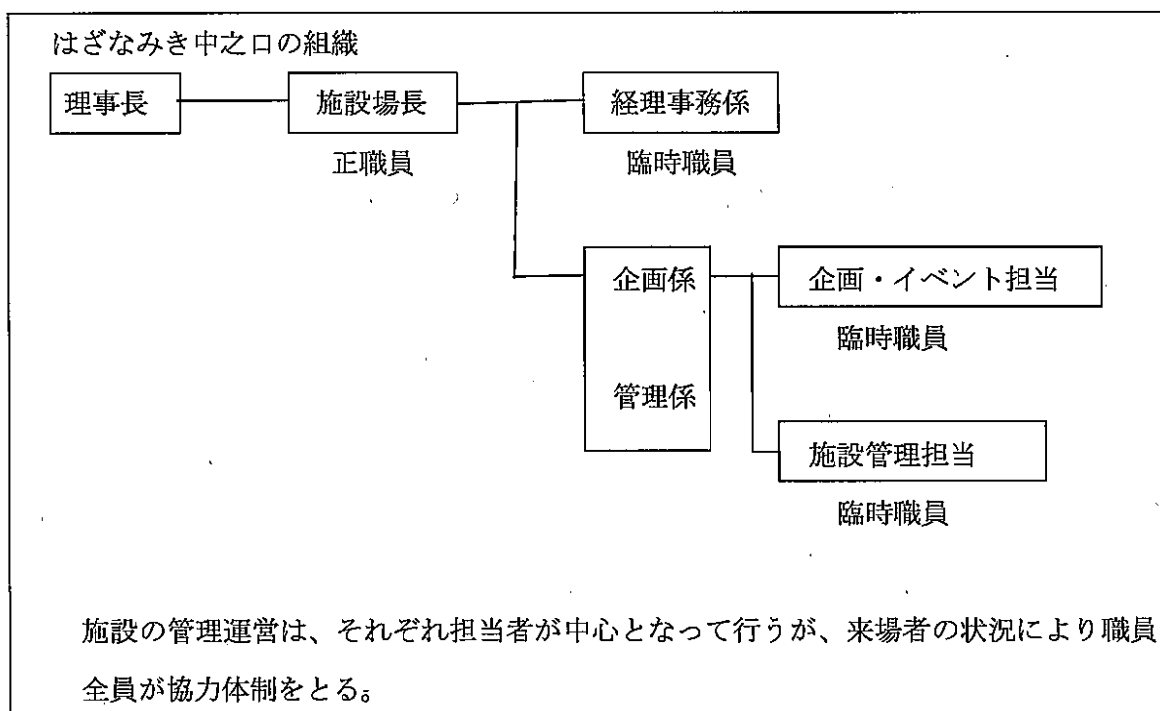
### 2. 対応フロー



緊急時対策



## 職員の配置（職種、人数、雇用形態、資格、技能、経験など）



## 効率的な事業計画（周辺施設との連携）

周辺施設の紹介を積極的に行い公園来場者の増加に努め周辺地域の活性化を図ります。澤将監の館、新潟市岩室観光施設、新潟市食育・花育センター、越後中央農業協同組合中之口支店等と効果的な連携を図る。また、施設機能を十分に活用したイベントや教室・講座を開催する。

## 農業体験への取組み

農業体験公園という特殊性から中之口地域との連携・協力による活動はもとより、中之口のもつ農村風景や伝統文化など地域資源を活用した各種事業を実施する。

また、新潟市食育・花育センターなど市内の関連施設や行事情報、「農業」に特化した施設として、分かりやすい農業体験情報を発信する仕組みづくりをする。

また、都市との交流や農業を中心とする産業支援をすることで施設の利用者増加を図り地域の活性化に努める。さらに、地域の魅力を活かした季節感の演出、イベントの企画充実などを図る。



## 施設のPR

事業の充実を図り、農業体験事業の開催や農業イベント情報の発信、特産品の紹介など施設機能の利用PRに努める。

PRの方法は、新聞・テレビ・ラジオなどの報道機関、区報や市報にいがた、ホームページ等を活用して行う。

イベントのチラシは事業ごとに、施設のPRはパンフレットにより年間を通して行う。配置場所は、市の施設や周辺市町村などできるだけ多くの場所へ配置する。

## 管理事業の取組み

施設管理にあたっては、下記の基本方針に基づいて実施する。

- ① 施設管理については、施設利用者が平等かつ公平に利用ができるように配慮、工夫に心がける。
- ② 施設管理運営に当っては、施設の効用を最大限に発揮できるように努めるとともに、管理経費の節減が図れるように最大限努力する。
- ③ 施設の管理者として、常に安全管理・衛生管理に配慮するとともに、緊急時における体制作りを徹底する。
- ④ 施設利用者のサービス向上のために、職員研修等（接客・消防訓練）を実施し、サービス体制の充実を図る。

## サービス内容（休館日、開館時間）

### （管理棟の休館日）

管理棟の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

### （管理棟の開館時間）

管理棟の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、午後5時30分から午後9時30分までの間における研修室の利用の許可をする場合は、午前9時から当該利用の終了の時刻までとする。